

富山国際大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針*

策定2020年4月22日
改訂2021年4月26日
改訂2021年6月4日
改訂2021年8月6日
改訂2021年8月19日
改訂2022年12月7日

カテゴリー	レベル	研究活動	教育活動(講義・演習・実習)	学生の課外活動/就職活動	図書館利用	学内会議	勤務体制
通常	0						
要注意	1	感染防止措置の上 ・研究活動の継続 ・セミナー等の実施	感染防止措置の上 ・講義、演習、実習等の対面授業の実施	感染防止措置の上 ・実施	感染防止措置の上 ・通常通り利用可能	感染防止措置の上 ・対面会議可能 ・オンライン会議を推奨	感染防止措置の上 ・通常通りの勤務
警戒	2	感染防止措置の上 ・研究活動の継続 ・セミナー等の実施	感染防止措置の上 ・講義、演習、実習等は制限(人数限定等)を設けて実施 ・対面又はオンライン授業を実施する場合がある	感染防止措置の上 ・一部の課外活動を申請により許可 (許可には、それぞれの競技団体の感染防止策を講ずることが条件)	感染防止措置の上 ・学外者は図書館への申請により利用可能	感染防止措置の上 ・原則オンライン会議 ・必要に応じて対面会議を実施	感染防止措置の上 ・通常通りの勤務 ・テレワークが可能な場合は、総務課管理のもとでテレワークを推奨
高度警戒	3	感染防止措置の上 ・最小限の研究活動の継続 ・セミナー等の実施(50人以上は自粛)	感染防止措置の上 ・講義、演習、実習等は制限(人数限定等)を設けて実施 ・対面又はオンライン授業を実施 ・授業、研究、許可を受けた課外活動及び書類の提出等のための入構は可能(それ以外は、原則入構禁止)。ただし滞在は最短時間とする。	・大学キャンパス内外における屋内外での活動を原則禁止とするが、活動状態に応じて活動を許可(必要最小限の時間)	感染防止措置の上 ・学外者は図書館への申請により利用可能	感染防止措置の上 ・原則オンライン会議 ・必要に応じて対面会議を実施	感染防止措置の上 ・職員の時差出退勤を認める。 ・テレワークが可能な場合は、総務課管理のもとでテレワークを推奨
緊急事態	4	・原則教員の入構禁止 ・入構が必要な場合は許可が必要 ・県外出張は、原則禁止	・オンライン授業のみ ・原則学生の入構禁止	・部活動は全面禁止 ・就職活動で県外に行く場合は、学部長に「届出」を提出し、学部長の了解が必要	・原則全面禁止	・原則オンライン会議のみ ・個人情報保護等の観点からオンライン会議ができない場合は、学長が特に認めた場合に限り対面会議	感染防止措置の上 ・出勤して行わなければならない緊急な業務以外は、原則在宅勤務 ・建物及びグラウンドなどの立入には許可を必要とし、入構記録に記入する必要あり
	5	全面活動停止(大学機能維持のために必要な職員のみ出勤、その他は休日)					

●活動制限指針のカテゴリーならびにレベルは、国の緊急事態宣言や富山県の警戒レベル(ステージ)等を考慮して決定される。

要注意： 県内において散発的に感染が確認され、今後感染の拡大のおそれがある場合、または感染の危険性が大幅に減少した場合。

警戒： 県内において感染の拡大のおそれがある場合、または感染の危険性が減少した場合。

高度警戒： 感染に対する高度の警戒が必要であるが、緊急事態宣言対象地域には指定されず、国や自治体から休校要請が無い場合。

緊急事態： 国の緊急事態宣言等により国や自治体による休校要請がある場合、キャンパス内でクラスター感染の発生がある場合、など。

*: この活動制限指針は、今後の感染拡大状況の変化に応じ、随時見直しを行う場合があります。